

生食輸発0628第2号  
平成28年6月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

特定の製造者が製造するフランス産食品の取扱いについて

今般、モニタリング検査の結果、フランス産液体スープからサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の製造者が製造する食品については、本日以降、初回輸入時において、輸入者に対しサイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いいたします。

なお、継続して輸入される場合にあっては、モニタリング検査を実施するようお願いいたします。

記

製造者：PLANTIN